

中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

よくある質問

6 実績報告について

目次

- Q 6 - 1 実績報告は必要ですか。
- Q 6 - 2 実績報告に必要な様式は、市役所窓口で入手できますか。
- Q 6 - 3 提出書類に代表者印の押印は必要ですか。
- Q 6 - 4 実績報告はいつまでに実施する必要がありますか。
- Q 6 - 5 補助金交付決定通知書を受け取っているが、期日までに実績報告ができない。補助金は交付されますか。
- Q 6 - 6 交付申請時の経費よりも実際は多くの経費がかかりました。増えた分も補助の対象となりますか。
- Q 6 - 7 実際にかかった経費が交付申請時よりも減額となり、交付決定額を下回ります。手続きは必要ですか。
- Q 6 - 8 交付決定を受けた事業を中止することにしました。手続きは必要ですか？
- Q 6 - 9 実績報告を提出しました。この後の手続きはどうなりますか。

Q 6 - 1 実績報告は必要ですか。

A 6 - 1 「省エネ診断等に基づく省エネ・再エネ設備導入に係る市独自支援」と「省エネ診断やCO2削減計画の策定に係る市独自支援」の場合は、**実績報告が必要です**。

「国等の省エネ・再エネ設備の導入に関する補助金への上乗せ支援」と「国等の省エネ診断やCO2削減計画の策定に関する補助金への上乗せ支援」の場合は、交付申請が実績報告を兼ねているため、実績報告は不要です。申請様式が異なりますので、へきなん企業応援 NAVI にてご確認ください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 2 実績報告に必要な様式は、市役所窓口で入手できますか。

A 6 - 2 市役所窓口の様式をご用意ありませんので、へきなん企業応援 NAVI 内の「碧南市の支援策」→「カーボンニュートラル推進支援補助金」ページから入手して下さい。

- ・ へきなん企業応援 NAVI <http://www.hekinan-companysupport.jp/>

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 3 提出書類に代表者印の押印は必要ですか。

A 6 - 3 申請書への押印は不要です。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 4 実績報告はいつまでに実施する必要がありますか。

A 6 - 4 事業実施、もしくは補助対象経費の最後の支払い日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに以下の書類を市商工課まで提出してください。

- ①補助事業等実績報告書(様式第 1 号)
- ②中小企業カーボンニュートラル推進支援補助事業成果等報告書(別紙 1-1)
- ③決算書(別紙 2-1)
- ④経費の支払い等を証明する書類の写し
(例:明細の記載のある請求書の写しと振込明細書等の支払いを証する書類の写し)
- ⑤余剰電力売買契約を締結したことが分かる電力の売買契約書等の写し(再エネ設備を導入した場合のみ)
- ⑥補助事業の実施状況を証明する書類(省エネ診断や CO2 削減計画の策定に係る市独自支援の場合のみ)
(例)省エネ診断報告書、CO2 削減計画

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 5 補助金交付決定通知書を受け取っているが、期日までに実績報告ができない。補助金は交付されますか。

A 6 - 5 期日を過ぎた実績報告の提出はできません。交付決定をされていても期日までに実績報告が提出されない場合は、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 6 交付申請時の経費よりも実際は多くの経費がかかりました。増えた分も補助の対象となりますか。

A 6 - 6 交付申請時の交付決定額が補助金の上限となるため、増えた分は補助の対象となりません。ただし、事業着手(発注)前に、以下の書類を碧南市商工課に提出し、変更交付決定を受けた場合は、この限りではありません。

- ①補助事業等計画変更申請書(様式第3号)
- ②中小企業カーボンニュートラル推進支援補助事業変更予算書(別紙)
- ③変更予算書の金額を証明する見積書等の写し
- ④その他変更内容の分かる書類等

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 7 実際にかかった経費が交付申請時よりも減額となり、交付決定額を下回ります。手続きは必要ですか。

A 6 - 7 計画書や予算書など、提出した補助金交付申請書類の内容に変更が生じ、交付決定額に変更(減額)が生じた場合は、すみやかに以下の書類を碧南市商工課へ提出してください。

- ①補助事業等計画変更申請書(様式第3号)
- ②中小企業カーボンニュートラル推進支援補助事業変更予算書(別紙)
- ③変更予算書の金額を証明する見積書等の写し
- ④その他変更内容の分かる書類等

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6 - 8 交付決定を受けた事業を中止することにしました。手続きは必要ですか。

A 6 - 7 すみやかに以下の書類を碧南市商工課へ提出してください。

- ①補助事業等計画変更申請書(様式第3号)
- ②中小企業カーボンニュートラル推進支援補助事業変更予算書(別紙)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 6－9 実績報告を提出しました。この後の手続きはどうなりますか。

A 6－7 ご提出いただいた実績報告書類を精査し、速やかに「額の確定通知書」を交付します。「額の確定通知書」に同封されている「補助金交付請求書」を市商工課に提出していただくことで、市より補助金を交付します。

[目次に戻る▶▶](#)